

平成 30 年 6 月 8 日

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を
改正する法律案に対する代表質問

立憲民主党・民友会
小川勝也

立憲民主党・民友会の小川勝也です。

ただいま議題となりました、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」に対し、会派を代表して質問いたします。

昨年から今年にかけて国会では「森友、加計」問題が注目され、いよいよ安倍総理の「進退」の段階まで来ました。世界で最も優秀とされる霞が関の官僚が、公文書を破棄・改竄したり、誰かをかばうために、国会で虚偽の答弁をしたり、国民の政治・行政に対する信頼はまさに地に落ちています。財務省の決裁文書改竄問題も国有地の大幅値下げ問題も、加計学園の獣医学部設置の認可も、なぜなされたのか？全容は少しも解明されていません。多くの国民が政府を信頼できなくなっている今こそ、国会がすべてを明らかにする責務を背負っていることを与野党問わず厳しく自覚すべきです。

さて、そんななかでどうしても理解できない法案が昨年成立してしまいました。それは「主要農作物種子法の廃止法案」です。国民の命の源である食糧、その源が種子です。種子こそが戦略物資化される世界の潮流のなかでの廃止法案。びっくりしました。今、野党各党で衆議院に復活法案を提案しているところですが、そして今一つ理解しがたい法案が、議題となっております卸売市場法の改正案です。

食料の供給・分配はまさに生命の存続にかかわることであり、そのルールづくりは洋の東西を問わず大変重要な歴史上の政治課題でした。飢饉があつたり、強力なリーダーが誕生したりと、人類は紆余曲折を経て、文化・地域の違いがあるとはいえ、それぞれの卸売市場の制度をもち、今も食料の供給、売買のルールは大事にされています。

本法律案は、平成 29 年 1 月 24 日に未来投資会議等が出した「卸売市場の抜本的見直しの提言」がベースとなったものであり、事実上の卸売市場法廃止を求める声が反映されたものと承知しています。JA グループなども廃止ありきに反発し、与党審査で大きく押し戻したと報道されていました。しかし、実際はどうだったのでしょうか。

結論から申し上げますと、この改正の肝は中央・地方卸売市場の開設を「許認可制から認定制へ」というところであり、裏を返せば今年5月24日の井上食料産業局長の衆議院農林水産委員会での大串委員に対する答弁のとおり、「認定制に移行した場合には、認定を受けずに開設する卸売市場が制度上は存在をしない」、このことに尽きるのではないのでしょうか。

齋藤農林水産大臣に伺います。本法律案は各種会議の委員が望むような新たな食料の流通システム、すなわち規制の極めて少ない産地と消費者を結ぶ市場、すなわち非認定の卸売市場、別名「食品物流センター」を容認することにあるのではないのでしょうか。お答えください。

昨今の中央・地方の卸売市場のありようは大変厳しい状況であると聞いています。その要因はいくつもあります。国民の食生活の変化、小売店の減少、大規模小売店の展開、加工食品の増加、食品の市場経由率の減少などです。ちなみに水産物の市場経由率は昭和60年におおむね77%だったものが現在では50%程度、青果では同じく85%が60%程度まで下がっております。複数の市場の仲買人の方から、「物が少ない」「ものがない」という話も伺いました。

現在の中央・地方の卸売市場のままでは万々歳とは考えていませんが、公設、許認可制のもとで取引規制の緩和を盛り込むことや、独自の工夫がしやすくなるような改正案に至らなかった理由を農林水産大臣に伺います。

この改正を契機に地方都市などで自治体が運営から撤退する可能性が高くなるという指摘もあります。農林水産大臣の受け止めはいかがでしょうか。

また、認定市場から非認定市場への転換にはどのような手続きが考えられますか。国から受けた施設整備補助はどうなりますか。あわせてお答え願います。

経営の自由度が高い大資本による非認定の卸売市場が誕生すれば、海外からの輸入食品、国内の農水産物、加工食品など、大型量販店との取引を中心に未来投資会議なる会議体の方々のもくろむ経営の優位な物流センターに発展する可能性が高くなります。

そうなれば食品流通の大部分が非認定の卸売市場に流れ、公設の認定卸売市場の経営は荷物、売り先の減少などにより、いっそう厳しくなり、撤退することも予想されます。

将来的に公設の卸売市場の経営がどうなると予測しているか、農林水産大臣の見通しをお答えください。また、公設市場が存続の危機に瀕した時には、国はどう関与するのでしょうか、農林水産大臣、お答えください。

今、私たちの国には、買い物難民が増えています。買い物にアクセスできる小売店が1つだけという方も増えています。このような小売店の仕入れ先としても、公設市場は大きな存在です。

「食料・農業・農村基本法」には「食料の安定供給」が国の責務として明記されています。私は、国民がどこに住んでいても、安全で美味しい食料を適正な価格で手にすることのできる権利、このような「食料アクセス権」を保障するのも、国の大きな責務の一つだと考えますが、いかがでしょうか。アクセスできる範囲に、公設市場を経由した食品流通がなくなることを国は容認しますか。

国民の食料にアクセスする権利に対する国の責務について、農林水産大臣のお考えを伺います。

民間企業は当然、倒産、経営判断による撤退、海外企業に買収されてしまう、そんなリスクさえあります。農林水産大臣は国民の台所がそのようなリスクにさらされることを許容しますか。

大資本による非認定の卸売市場は、大型量販店と結託して地域の食品流通を支配することによって、公設の認定卸売市場が撤退したあと、自己に有利な取引と価格を、生産者、消費者に押しつけるような事態も起こりかねません。

国が公設市場の適正配置に責任を持つ仕組みを撤廃してしまう本法律案は、その第一歩に思えてなりません。

国は責任を放棄したと考えてよいかどうか、農林水産大臣、お答えください。

そして大事な点があります。生産者が拠り所とし安心して農作物を生産できたのは価格に上下変動はあるにせよ認可市場に「受託拒否」の禁止規定があるからです。認可、認定の市場が減少すれば生産者の立場はおのずから弱いものになってゆきます。

消費者の立場からも生産者の立場も危うくする本法案はいったい誰のための法案ですか。農林水産大臣、お答え願います。

公設市場の卸売、仲卸の存在や手数料も無駄なものと同様に決めつける人たちに、命と食料の制度改正を任せていいのでしょうか。生産者の利益を守る卸、消費者の利益を守る仲卸、日本の市場制度はうまく機能してきました。先に述べたように市場をめぐる情勢はかならずしも明るいものではありませんが、仲卸会社も減少の一途をたどり、セリにかかる物品も減ってきています。セリ場のそれぞれの市場で独特の味のある掛け声も過去の風物詩となってしまうのでしょうか。

「今だけ金だけ自分だけ」。安倍総理の率いる審議会政治に対する「尊称」です。現代は、資本主義社会、ビジネス社会ですが、生命を人質にするようなビジネスと、食料を独占するビジネスはタブーとされてきました。先に述べた「種子法廃止法案」と本法律案は明らかに将来に禍根を残すであろう格別の悪法です。衆議院では問題点が明らかになったにもかかわらず、すぐ採決になってしまったようです。参議院では将来に向けて想像力を豊かにして廃案も視野にいれ徹底的に審議してまいりましょう。終わります。